

II 教員組織

1 全学の教員組織

(表2)

学部・学科等		専任教員数 *注1・2・3・10・11										助手 *注7 *立教注	設置基準上 必要専任 教員数 *注6 うち 教授数		専任教員1人 あたりの 在籍学生数 (表4(B)/計(A)) *注9	専任教員1人 あたりの 在籍学生数 (語学担当教員の 担当分含む) *注4	兼任教員 数 *注4	備考
		教授		准教授		講師		助教		計(A)								
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)							
文学部	キリスト教学科	6	0	3	0	0	0	0	0	9	0	-	5	3	22.2	20.1	-	
	史学科	15	2	2	0	0	0	0	0	17	2	-	9	5	52.4	41.8	-	
	教育学科	8	2	3	0	0	0	0	0	11	2	-	6	3	40.2	33.4	-	
	文学科	31	4	4	1	0	0	8	0	43	5	-	17	9	50.6	40.9	-	
文学部 計		60	8	12	1	0	0	8	0	80	9	1	37	20	46.4	37.9	285	TA213人、RA4人
経済学部	経済学科	9	0	7	0	0	0	3	0	19	0	-	15	8	73.0	54.3	-	
	会計ファイナンス学科	9	0	3	0	0	0	3	0	15	0	-	11	6	49.2	40.0	-	
	経済政策学科	9	1	3	0	0	0	2	0	14	1	-	11	6	53.3	42.8	-	
経済学部 計		27	1	13	0	0	0	8	0	48	1	1	37	20	59.8	46.7	88	TA44人
理学部	数学科	8	0	4	0	0	0	2	0	14	0	-	8	4	19.2	17.6	-	
	物理学科	10	0	4	1	0	0	5	0	19	1	-	8	4	17.6	16.3	-	
	化学科	11	0	3	0	0	0	2	0	16	0	-	8	4	19.2	17.5	-	
	生命理学科	8	0	5	1	0	0	2	0	15	1	-	8	4	19.3	17.6	-	
理学部 計		37	0	16	2	0	0	11	0	64	2	5	32	16	18.8	17.2	100	TA224人、RA9人
社会学部	社会学科	11	0	2	0	0	0	2	0	15	0	-	11	6	50.3	40.9	-	
	現代文化学科	6	0	3	0	0	0	3	0	12	0	-	11	6	61.3	47.6	-	
	メディア社会学科	8	0	3	0	0	0	2	0	13	0	-	11	6	57.2	45.2	-	
社会学部 計		25	0	8	0	0	0	7	0	40	0	2	33	18	55.8	44.4	164	TA41人
法学部	法学科	11	0	3	0	0	0	2	0	16	0	-	16	8	98.6	67.9	-	
	政治学科	8	0	3	1	0	0	3	0	14	1	-	10	5	34.9	30.1	-	
	国際ビジネス法学科	9	1	3	1	0	0	1	0	13	2	-	10	5	40.3	34.2	-	
法学部 計		28	1	9	2	0	0	6	0	43	3	0	36	18	60.2	47.3	74	TA27人
観光学部	観光学科	12	2	1	0	0	0	1	0	14	2	-	11	6	60.0	47.0	-	
	交流文化学科	8	0	3	0	0	0	2	0	13	0	-	11	6	57.8	45.4	-	
観光学部 計		20	2	4	0	0	0	3	0	27	2	5	22	12	59.0	46.2	103	TA12人
コミュニティ福祉学部	福祉学科	7	0	2	0	0	0	5	0	14	0	-	10	5	45.2	37.0	-	
	コミュニティ政策学科	10	0	0	0	0	0	5	0	15	0	-	10	5	43.4	36.0	-	
	スポーツウエルネス学科	7	0	3	1	0	0	3	0	13	1	-	10	5	35.2	30.1	-	
コミュニティ福祉学部 計		24	0	5	1	0	0	13	0	42	1	2	30	15	41.5	34.5	128	TA38人、RA4人
経営学部	経営学科	10	1	4	2	0	0	2	0	16	3	-	12	6	60.1	46.5	-	
	国際経営学科	7	1	4	1	1	0	5	0	17	2	-	10	5	38.4	32.4	-	
経営学部 計		17	2	8	3	1	0	7	0	33	5	6	22	11	48.9	39.6	56	TA34人

1 全学の教員組織

(表2)

現代心理学部	心理学科	8	0	5	2	0	0	1	0	14	2	-	7	4	43.1	35.7	-	
	映像身体学科	11	1	3	2	0	0	2	0	16	3	-	8	4	46.5	38.0	-	
現代心理学部 計		19	1	8	4	0	0	3	0	30	5	9	15	8	44.9	37.0	87	TA19人
異文化コミュニケーション学部	異文化コミュニケーション学科	30	1	9	1	0	0	6	0	45	2	-	10	5	12.2	11.5	-	
異文化コミュニケーション学部 計		30	1	9	1	0	0	6	0	45	2	4	10	5	12.2	11.5	52	TA2人、RA2人
(その他の学部教育担当組織) *注8	学校・社会教育講座	8	2	2	1	0	0	0	0	10	3	4					79	TA7人
	全学共通カリキュラム運営センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2					553	TA88人
	ランゲージセンター	0	0	0	0	46	0	0	0	46	0	0						
	英語ディスカッション教育センター	0	0	0	0	46	0	0	0	46	0	0						
	社会情報教育研究センター	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	2						RA3人
国際化推進機構		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11						
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数													131					
合計		295	18	94	15	93	0	75	0	557	33	54	405	143			1,769	

1 全学の教員組織

(表2)

研究科・専攻		専任教員数 *注1・2・3・14				助手 *注7	設置基準上 必要専任教員数 *注6			兼任 教員数 *注4	備考 *注5
		研究指導教員数 *注13		研究指導 補助教員	計		研究指導教員数		研究指導 補助教員		
			うち 教授数					うち 教授数			
文学研究科	英米文学専攻(博士前期課程)	8	7	0	8	-	3	2	2	-	
	英米文学専攻(博士後期課程)	8	7	0	8	-	3	2	2	-	
	史学専攻(博士前期課程)	12	10	0	12	-	4	3	3	-	
	史学専攻(博士後期課程)	12	10	0	12	-	4	3	3	-	
	教育学専攻(博士前期課程)	13	9	0	13	-	2	2	3	-	
	教育学専攻(博士後期課程)	13	9	0	13	-	2	2	3	-	
	日本文学専攻(博士前期課程)	9	7	0	9	-	3	2	2	-	
	日本文学専攻(博士後期課程)	9	7	0	9	-	3	2	2	-	
	フランス文学専攻(博士前期課程)	6	6	0	6	-	2	2	3	-	
	フランス文学専攻(博士後期課程)	6	6	0	6	-	2	2	3	-	
	ドイツ文学専攻(博士前期課程)	6	5	0	6	-	2	2	3	-	
	ドイツ文学専攻(博士後期課程)	6	5	0	6	-	2	2	3	-	
	比較文明学専攻(博士前期課程)	7	6	0	7	-	2	2	3	-	
	比較文明学専攻(博士後期課程)	7	6	0	7	-	2	2	3	-	
超域文化学専攻(博士前期課程)	8	7	0	8	-	4	3	3	-		
超域文化学専攻(博士後期課程)	8	7	0	8	-	4	3	3	-		
文学研究科 計		138	114	0	138	0	44	36	44	52	
経済学研究科	経済学専攻(博士前期課程)	39	27	0	39	-	5	4	4	-	
	経済学専攻(博士後期課程)	24	23	0	24	-	5	4	4	-	
経済学研究科 計		63	50	0	63	0	10	8	8	14	
理学研究科	物理学専攻(博士前期課程)	16	11	0	16	-	4	3	3	-	
	物理学専攻(博士後期課程)	16	11	0	16	-	4	3	3	-	
	化学専攻(博士前期課程)	14	11	0	14	-	4	3	3	-	
	化学専攻(博士後期課程)	14	11	0	14	-	4	3	3	-	
	数学専攻(博士前期課程)	12	8	0	12	-	4	3	3	-	
	数学専攻(博士後期課程)	12	8	0	12	-	4	3	3	-	
	生命理学専攻(博士前期課程)	12	8	0	12	-	4	3	3	-	
	生命理学専攻(博士後期課程)	12	8	0	12	-	4	3	3	-	
理学研究科 計		108	76	0	108	0	32	24	24	34	
社会学研究科	社会学専攻(博士前期課程)	30	21	0	30	-	3	2	3	-	
	社会学専攻(博士後期課程)	30	21	0	30	-	3	2	3	-	
社会学研究科 計		60	42	0	60	0	6	4	6	23	

1 全学の教員組織

(表2)

法学研究科	法学政治学専攻(博士前期課程)	33	26	0	33	-	5	4	5	-	
	法学政治学専攻(博士後期課程)	43	36	0	43	-	5	4	5	-	
法学研究科 計		76	62	0	76	0	10	8	10	5	
観光学研究科	観光学専攻(博士前期課程)	21	16	0	21	-	3	2	3	-	
	観光学専攻(博士後期課程)	21	16	0	21	-	3	2	3	-	
観光学研究科 計		42	32	0	42	0	6	4	6	6	
コミュニティ福祉学 研究科	コミュニティ福祉学専攻(博士前期課程)	29	24	0	29	-	3	2	3	-	
	コミュニティ福祉学専攻(博士後期課程)	29	24	0	29	-	3	2	3	-	
コミュニティ福祉学研究科 計		58	48	0	58	0	6	4	6	14	
ビジネスデザイン 研究科・専攻	ビジネスデザイン専攻(博士前期課程)	23	19	0	23	-	5	4	4	-	
	ビジネスデザイン専攻(博士後期課程)	12	9	0	12	-	5	4	4	-	
ビジネスデザイン研究科 計		35	28	0	35	0	10	8	8	31	TA12人
21世紀社会 デザイン研究科	比較組織ネットワーク学専攻(博士前期課程)	12	8	1	13	-	4	3	4	-	
	比較組織ネットワーク学専攻(博士後期課程)	7	6	6	13	-	4	3	4	-	
21世紀社会デザイン研究科 計		19	14	7	26	0	8	6	8	37	TA1人
異文化コミュニケーション 研究科	異文化コミュニケーション専攻(博士前期課程)	20	13	0	20	-	2	2	3	-	
	異文化コミュニケーション専攻(博士後期課程)	14	12	0	14	-	2	2	3	-	
	言語科学専攻(博士前期課程)	1	1	0	1	-	2	2	3	-	
異文化コミュニケーション研究科 計		35	26	0	35	0	6	6	9	38	TA12人
経営学研究科	経営学専攻(博士前期課程)	12	8	0	12	-	5	4	4	-	
	経営学専攻(博士後期課程)	14	12	0	14	-	5	4	4	-	
	国際経営学専攻(博士前期課程)	14	6	0	14	-	5	4	4	-	
経営学研究科 計		40	26	0	40	0	15	12	12	27	
現代心理学研究科	心理学専攻(博士前期課程)	8	6	0	8	-	2	2	3	-	
	心理学専攻(博士後期課程)	7	6	0	7	-	2	2	3	-	
	臨床心理学専攻(博士前期課程)	7	4	0	7	-	2	2	3	-	
	臨床心理学専攻(博士後期課程)	6	4	0	6	-	2	2	3	-	
	映像身体学専攻(博士前期課程)	13	11	1	14	-	2	2	3	-	
	映像身体学専攻(博士後期課程)	11	10	0	11	-	2	2	3	-	
現代心理学研究科 計		52	41	1	53	0	12	12	18	17	
キリスト教学研究科	キリスト教学専攻(博士前期課程)	11	8	0	11	-	2	2	3	-	
	キリスト教学専攻(博士後期課程)	11	8	0	11	-	2	2	3	-	
キリスト教学研究科 計		22	16	0	22	1	4	4	6	13	
合計		748	575	8	756	1	169	136	165	311	

1 全学の教員組織

(表2)

専門職大学院 *注15		専任教員数 *注1・2・16										助手 *注7 *立教注	設置基準上 必要専任 教員数 *注6	専任教員に 占める教授 の比率(%)	専任教員に占める実 務家教員の比率 (%)	備考 *注5
		教授		准教授		講師		助教		計(A)						
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)					
法務研究科 法務専攻	専任教員	10	0	0	0	0	0	0	0	10	0	-	/	/	/	/
	専任(兼担)教員	6	0	1	0	0	0	0	0	7	0	-				
	実務家教員	5	5	0	0	0	0	0	0	5	5	-				
	(みなし専任教員)	5	5	0	0	0	0	0	0	5	5	-				
法務研究科法務専攻 計		26	10	1	0	0	0	0	0	27	10	0	12	96.3%	37.0%	法務講師4人、TA6人
合計		26	10	1	0	0	0	0	0	27	10	0	/	/	/	/

- [注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載し、空欄部分に数値を入力してください。網掛けの欄には計算式が入っています。専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も、専任教員数に算入してください。ただし、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないでください。
- 2 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制専任教員は専任教員数に含めてください。その他、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、研究条件等において専任教員と同等の者(専任者)のみを「専任教員数」欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。また、専任者に該当しない特任教授等については「兼任教員数」欄に記入してください。
- 3 本表内では1人の専任教員を同一の課程間(学士課程間、修士課程間)に重複記入しないでください。ただし、学士課程と修士課程、修士課程と博士課程(それぞれ1専攻に限る)など、複数の課程間に重複して記入することは可能です。
- 4 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数(併設短期大学からの兼務者も含む)を記入してください。同一の兼任教員が複数の学科、専攻を担当する場合は、それぞれ記入してください(重複可)。大学の状況によっては、学科ごとではなく学部全体、研究科全体で記述しても構いません。
- 5 専任教務補助員(例えば、いわゆる副手、実験補助員等)、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。また、薬学部を設置している場合には、備考欄に、実務家教員数をご記入ください。
- 6 「設置基準上必要専任教員数」欄には、学部については大学設置基準別表第一、第二、大学院研究科については「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年文部省告示第175号)、専門職大学院については「専門職大学院に関し必要な事項について定める(平成15年文部科学省告示第53号)により算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに、備考欄にその旨を記述してください。
- 7 「助手」欄には、所属先にかかわらず、業務に従事している助手数をすべて記入してください。(例：学部の助手であっても大学院研究科においても従事している場合、大学院研究科の助手数にも含めてください。また、修士課程、博士課程、専門職学位課程のいずれも担当している場合にも、それぞれの助手数に含めてください。)

1 全学の教員組織

<学部・学科等について>

- 8 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。
- 9 「専任教員1人あたりの在籍学生数」欄には、表4の在籍学生数(B) / 本表の専任教員数計(A)により、算出してください。なお、「(その他の学部教育担当組織)」がある場合には、その他の学部教育担当組織に所属する教員数を各学部・学科の収容定員に応じてそれぞれに按分して算出してください。
- 10 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。(例：大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によって行われている場合など)
- 11 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入してください。
- 12 学部における設置基準上必要な教授数は、各学科で算出した必要教授数の合計値になり、大学全体における設置基準上必要な教授数は、各学部の必要教授数と大学全体の収容定員に応じ定める教授数の合計値になります。

<大学院研究科について>

- 13 「研究指導教員」とは、大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を指し、「研究指導補助教員」とは、研究指導の補助を行い得る教員を指します。「研究指導教員」「研究指導補助教員」については、研究指導を行っているあるいは補助しているという実態による判断ではなく、学内基準による研究指導資格あるいは研究指導補助資格の有無で判断してください。
- 14 「専任教員数」欄には、学部・学科等の専任で、大学院研究科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。(例：学部・学科に専任教員が配置され、大学院教育が専ら学部・学科の専任教員によって行われている場合など)

<専門職大学院について>

- 15 専門職大学院については、既存の研究科の1専攻として置かれている場合であっても、「専門職大学院」欄に別に作表してください。
- 16 専任教員の内訳については、次の定義・名称によって作表してください。また、専任教員は①～④のいずれかに割り振り、重複のないように記載してください。
 - ①「専任教員」：当該専門職大学院の専任教員であって、下記②～④以外の者
 - ②専任(兼担)教員：専門職大学院設置基準第5条第2項に基づき、当該大学院の専任教員であって、他研究科または当該大学院を1専攻として開設している研究科の他専攻の博士後期課程の専任でもある者。ただし、専門職学位課程に必ず置くこととされる専任教員数(専門職大学院の必置教員数)を超えて教員を配置している場合、または、2018(平成30)年度までの教職大学院の場合については、前記に限らず、専任(兼担)教員を配置することができる。
 - ③「実務家教員」：当該大学院の専任教員であって、平成15年文部科学省告示第53号第2条第1項に規定する実務経験と実務能力を有する者。
 - ④みなし専任教員：同告示同条第2項の規定により、実務家教員のうち専任教員以外の者であっても、専任教員とみなされる者。

<立教注>

助手数は、本学における「助手」および2014年度から設置された新職種の「教育研究コーディネーター」の人数をカウントしている。